

東京高等裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 更正処分取消等請求控訴事件

国側当事者・国(太田税務署長)

令和4年12月7日棄却・確定

(第一審・水戸地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、令和4年4月8日判決、本資料272号・順号13697)

判 決

控訴人	株式会社C
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	荒川 誠司
同	長谷川 陽一
被控訴人	国
同代表者法務大臣	齋藤 健
処分行政庁	太田税務署長 渡邊 孝一
同指定代理人	江原 謙一
同	今西 貴洋
同	守田 可奈子
同	橋本 芳美
同	角木 渉
同	柏 慎也

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事実及び理由

(略称は原判決の例による。)

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 原判決別紙請求の趣旨目録記載のとおり(ただし、同目録2の「翌月」を「翌期」に、3の「のを超える部分」を「を超える部分」にそれぞれ改める。)

第2 事案の概要

1 事案の要旨

処分行政庁は、控訴人(解体事業等を営む株式会社)がした法人税及び消費税の確定申告において、建物の解体事業により発生した有価物の売却代金及び工事代金の一部を「益金」及び「課税資産の譲渡等の対価」に算入せず、その事実を隠蔽したなどとして、控訴人に対し、青色申告承認を取り消す処分(本件青色申告承認取消処分)並びに法人税及び消費税の更正

処分等の各処分（本件各処分）をした。

控訴人は、被控訴人に対し、本件青色申告承認取消処分及び本件各処分の全部又は一部（原判決別紙請求の趣旨目録の2から12までに記載の部分）の各取消しを求めた。

原審は、控訴人の請求を棄却したところ、控訴人が請求の認容を求めて控訴した。

2 当事者の主張等

法令の定め、前提事実、争点及びこれに関する当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決の2頁10行目から20頁23行目まで（その引用に係る別表1から5までを含む。）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 8頁24行目の「3」を「4」に改める。

(2) 15頁11行目の「外構工事及び荷ズリ工事の見積書」を「外構工事に係る平成23年5月2日付け見積書（代金606万3173円）及び荷ズリ工事に係る同月26日付け見積書（代金4893万6986円）」に改める。

(3) 17頁3行目の末尾に改行して以下を加える。

「控訴人は、平成23年5月2日付け見積書に係る外構工事及び同月26日付け見積書に係る荷ズリ工事を請け負っていない。したがって、これらの見積書記載の代金額合計5500万0159円は、本件災害復旧工事の請負代金には含まれない。」

第3 当裁判所の判断

当裁判所も、控訴人の請求は理由がないと判断する。その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」に説示するとおりであるから、これを引用する。

1 21頁12行目の「98」の次に「の各「現金」欄」を加える。

2 22頁19行目の「6月16日に」の次に「Hと」を加える。

3 24頁25行目の「Dから、」を「同年4月27日、Dから、本件口座に」に改める。

4 25頁3行目の「茨城県」を「茨城県が実施していた平成24年度」に改める。

5 26頁14行目の「本件口座」を「上記キのとおり、本件口座から」に改める。

6 26頁21行目の「甲31」の次に「、32、34、37、43、44」を加える。

7 29頁2行目の「甲さん」を「国税の件での打ち合わせという事ですが4月11日に甲さん」に改める。

8 29頁11行目から21行目までを以下のとおり改める。

「(1) 控訴人は、大型建物の解体工事によって出る有価物の量を解体業者が正確に把握することはできないから、売却代金は施主に帰属するのが一般的であると主張する。

しかし、証拠（乙37、58、63）及び弁論の全趣旨によれば、控訴人は、解体工事の見積書において、有価物を控訴人が引き取ることとし、これを工事代金の値引きの対象としていたことが認められるから、解体工事によって出る有価物を、解体工事の発注者（施主）から、工事代金の減額という方法により有償で取得していたといえる。このことは、税務調査において、控訴人に解体工事を依頼した複数の施主が、いずれも解体工事によって出る有価物の売却代金を控訴人から受け取ったことはないと述べていること（乙38、39、55から57まで、59から62まで）とも合致する。

このことを踏まえると、控訴人は解体工事によって出る有価物の量を実際に把握していたと考えられるのであり、したがって、これを解体業者が把握することに困難が伴うとはいえない

いから、控訴人の主張はその前提を欠くというほかない。そして、他に解体工事によって出る有価物の売却代金が施主に帰属するとみることが合理的であるとする根拠は見当たらない。

そうすると、解体工事によって出る有価物の売却代金は施主に帰属するのが一般的であるとはいえない。」

- 9 31頁1行目の「明らかではなく、」の次に「控訴人とEとが親しい関係にあるとしても、控訴人代表者が実際に金銭を受け取っていないのに領収書を発行することに抵抗がないとは考え難いし」を、3行目の「各領収書は、」の次に「控訴人の通常用いる領収書でないとしても、」をそれぞれ加える。

- 10 33頁10行目の末尾に改行して以下を加える。

「控訴人は、Dが提出した見積書には乙37の別紙2以外に有価物の記載がなく、乙37の別紙2の有価物の記載も値段を合わせるためだけに記載したものであって、それほど重視すべきものではないと主張する。しかし、乙37の別紙2の記載は、有価物の代金を受領せずに工事代金額を値引きするというものであって、解体工事によって出る有価物の代金が施主に帰属するから代金を受け取ったという前記証言とは明らかに食い違うから、これを重視すべきものではないとはいえない。」

- 11 33頁20行目の「また」から34頁10行目の末尾までを削除する。

- 12 34頁25行目から35頁15行目までを以下のとおり改める。

「しかし、上記のような事実があったからといって、Dが発注した解体工事によって出た有価物の売却代金がDに帰属していたと認めるべきことにはならない。」

- 13 36頁1行目の「(乙25)」を「(乙25。この信用性を疑わせるべき事情は見当たらない。)」に改める。

- 14 36頁7行目の末尾に改行して以下を加える。

「控訴人は、Eの計量器は手動で操作できるし、仕入価格を高くする方が納税額を少なくすることができるため、仕入先元帳の仕入金額を実際よりも高く記載していた可能性があり、過去に仕入先元帳の金額を水増ししたとの修正申告を行ったこともあるとして、仕入先元帳の記載の金額は高すぎると主張する。しかし、控訴人代表者自身、本件計量証明書（これをもとに仕入金額が算定されると考えられる。）の記載が正確であることを前提として、Eからこれを取り寄せて控訴人の事務所で保管していた（控訴人代表者の供述により認める。）ことも踏まえると、控訴人の憶測を述べるにとどまるものといわざるを得ず、採用できない。」

- 15 36頁15行目から25行目までを以下のとおり改める。

「ア 認定事実(3)ア、イ、チ、ツのとおり、控訴人は、Dに対し、門扉設置工事、フェンス設置工事、アスファルト打ち換え工事などのI倉庫災害復旧外構工事を606万3173円で請け負う旨の平成23年5月2日付け見積書及び荷ズリ工事などのI倉庫災害復旧工事を4893万6986円で請け負う旨の同月26日付け見積書を提出し、本件災害復旧工事の対象となった倉庫内の荷ズリ工事に関して茨城県からDに補助金の交付があったほか、同倉庫所在地の門扉の破損、アスファルトのひび割れ、フェンスの倒壊が工事の実施によって修復されたことが認められる。

そして、控訴人がDとの間で見積書を提出したI倉庫の復旧工事のうち特に外構工事のみを控訴人以外の業者が行うべき合理的な理由は考えられない（控訴人は、控訴人以外の業者の方が工事代金が安かったからDが別の業者に依頼したと主張するが、その具体的な業者名も

示されていないのであって、Dがそのような対応をしたことを認めるに足りる証拠はない。)し、控訴人も荷ズリ工事を行ったこと自体は認めている(控訴人代表者)。

したがって、控訴人は、I倉庫の復旧工事である本件災害復旧工事の一環として、平成23年5月2日付け見積書に係る外構工事及び同月26日付け見積書に係る荷ズリ工事を請け負い、これらを行ったものというべきである。」

16 38頁4行目の末尾に改行して以下を加える。

「控訴人は、荷ズリ工事代金を請求しようとしたところ、外構工事代金として請求するようDから指示された、そのため、控訴人のDに対する平成23年10月31日付け請求明細書(甲19)及び同年11月30日付け請求明細書(甲20)に手書きで「訂正 外構工事を追加」との記載を追加したと主張する。しかし、Dがそのような指示をする理由や経緯は不明であり、請求明細書の上記記載のみからDがそのような指示をした事実を推認することもできないから、そのような指示があったとは認められない。したがって、控訴人の主張は採用できない。」

17 38頁13行目の末尾に改行して以下を加える。

「控訴人は、平成23年5月26日付け見積書に係る荷ズリ工事を実際には請け負っていない、控訴人は荷ズリ工事の材料費として同年6月27日と平成24年3月26日に各1575万円、合計3150万円の送金を受け、また、前記のとおり、外構工事代金名目で荷ズリ工事代金を請求しており(甲19、20)、これとは別に上記見積書に係る荷ズリ工事代金を請求したとすると、二重請求したことになり、不合理であると主張する。しかし、上記3150万円の送金については、これが上記見積書に係る荷ズリ工事代金の一部であることをうかがわせる証拠は見当たらない。また、外構工事代金名目で荷ズリ工事代金を請求したとの主張については、この主張が採用できないものであることは前記説示のとおりである。したがって、控訴人の主張は採用できない。」

18 38頁16行目の末尾に改行して以下を加える。

「控訴人は、補助金制度に適合しない対応をしたことについて、当時、Dの指示に従うしかなかったところ、Dは、控訴人に真実とは異なる見積書を作成させたり、控訴人の口座に振り込んだ金を現金で戻すよう指示したり、会計上は工事代金でない金銭を工事代金であるかのように処理したりしていたと主張する。しかし、これを裏付ける証拠はなく、むしろ会話録音の内容や令和元年7月21日のメール(認定事実(5)、(6)ク)からみて、控訴人とDは互いに相談し合う関係であると認められ、控訴人がDの指示に従うしかない関係にあったとはいえないから、控訴人の主張は採用できない。」

19 38頁19行目の「また、」から23行目の末尾までを削除する。

20 40頁19行目の「乏しい」から21行目の「とおりである。」までを次のとおり改める。

「乏しい(控訴人は、乙の証言が曖昧であったのは本件改修工事の具体的内容に関心がなく、工事内容を正しく把握していなかったからであると主張するが、そうであったことをうかがわせる証拠はない。)」

第4 結論

以上によれば、控訴人の請求は理由がないから棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がない。

東京高等裁判所第20民事部

裁判長裁判官 村上 正敏

裁判官 中山 雅之

裁判官 鈴木 拓児